

安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第 11 回 2 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事 坂口千恵

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第11回 第2部

2018年1月9日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

【議題】

アヴェニューセルクリニック様

「皮膚の加齢性変化に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた局所注射療法」

第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時：平成30年1月9日（火曜日）第2部 18:50～19:20

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

2 出席者

出席者：内田委員、佐藤委員、高橋委員、角田委員、井上委員、菅原委員、奥田委員、
中村委員

清水術専門委員（プレシヤクリニック自由が丘 院長）

欠席者：糸井委員、三島委員、倉田委員

申請者：院長 井上 啓太先生

申請施設からの参加者：アヴェニューセルクリニック 院長 井上 啓太先生

アヴェニューセルクリニック 再生医療統括医師 辻 晋作先生

陪席者：（事務局）坂口雄治、坂口千恵、木下祐子

3 配付資料

資料受領日時 平成29年12月19日

（本審査資料）

- ・再生医療提供計画

「審査項目：皮膚の加齢性変化に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた局所注射療法」

- ・再生医療等提供基準チェックリスト

（事前配布資料）

- ・ 再生医療等提供計画書（様式第1）
- ・ 再生医療等の内容を出来る限り平易な限り表現を用いて記載したもの
- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- ・ 略歴及び実績 辻 晋作、寺尾 友宏、井上 啓太、寺島 洋一
- ・ 説明文書・同意文書
- ・ 特定細胞加工物概要書
- ・ 特定細胞加工物標準書
- ・ 品質リスクマネジメントに関する書類
- ・ 個人情報取扱実施管理規定
- ・ 再生医療等に用いる細胞に関連する研究
- ・ 特定細胞施設基準書
- ・ 特定細胞施設手順書
- ・ 特定細胞加工物製造許可証

（会議資料）

- ・ 再生医療等提供基準チェックリスト
- ・ 再生医療等提供計画書（様式第1）

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

- | | |
|---|---|
| 一 | 過半数の委員が出席していること。 |
| 二 | 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること。 |
| 三 | 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。 |
| イ | 第四十四条第二号に掲げる者 |
| ロ | 第四十四条第四号に掲げる者 |
| ハ | 第四十四条第五号又は第六号に掲げる者 |
| ニ | 第四十四条第八号に掲げる者 |
| ホ | 技術専門委員（審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門的知識を有する者をいう。以下同じ。）（第四十四条第二号又は第三号に掲げる者が、審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門知識を有する場合には、当該者） |
| 四 | 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。 |
| 五 | 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が含まれていること。 |

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

今回審査を行う申請者と専門技術員として清水技術専門委員の紹介をした。

続いて、申請者に各委員の紹介をした。

- 2 委員長から再生医療等提供基準チェックリストを項目別に読み上げるよう事務局の坂口雄治に依頼し、同時に各委員には随時疑問点があれば挙手にて質問し、確認を求めて進めて行き、個別の質問には井上 啓太先生、辻 晋作先生が答える形式で進めるように説明があった。
- 3 委員長菅原委員が進行をする事とした。

第3 厚労省の再生医療提供基準チェックリストにもとづく審議及びそれ以外の質疑応答

<皮膚の加齢性変化に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた局所注射療法>

- 1 **【問】** 角田委員より緊急事態の場合に、他の病院と連携について質問があった。
【解】 通常の治療だけでなく、この再生医療に関して、医療連携を取っているとの回答があった。
- 2 **【問】** 角田委員よりチェック項目43～45の感染症について、インジェクションによる皮膚からのばい菌等から感染と、オートによるB型肺炎等の細胞からくる感染についてどのように考えているかとの質問があった。
【解】 現状1年間治療を行っており、内出血・疼痛を含め全て合併症として報告している。皮膚44名65件・頭皮28名48件、特別な治療を必要としたことはなかったとの回答があった。
- 3 **【問】** 菅原委員より対象年齢が20歳以上とあるが上限はありますかとの質問があった。
【解】 上限はありませんとの回答があった。
- 4 **【問】** 中村委員より提供計画 別紙「細胞加工」について、⑧と⑫に2回治療という項目があるが、2回治療が必要になるのですかとの質問があった。
【解】 ①～⑧での治療は一連で行い。その際凍結をしておきます。その後、必要があったら再度治療を行う。その際に⑧で凍結していた凍結細胞を用いて、⑫の治療を行うとの回答があった。
- 5 **【問】** 中村委員より効果を客観的に判断するのは難しいのではないですかとの質問があった。
【解】 ある程度の再現性の出来る、ビジアという機械を導入している。しわやしみを数値化して、治療前・後で客観的に判断するとの回答があった。
- 6 **【問】** 高橋委員より高齢の人の場合、採取した際に何かおかしいなと思って、やめるというような場合の基準はありますかとの質問があった。
【解】 脂肪自体は高齢でも問題ない。ただし、培養過程で大幅に遅れが生じたりする場合は中

止をするとの回答があった。

上記の質疑応答の他、厚労省の再生医療提供基準チェックリストのすべてのチェックを終えて、議事を閉会した。この間、委員の構成に変更はなかった。

第4 判定

- ・ アヴェニューセルクリニック様

「皮膚の加齢性変化に対しての自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた局所注射療法」について検討
各委員の意見

- (1) 承認 8名
- (2) 条件付き承認 0名
- (3) 非承認 0名

委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上